

鐵夫組合疾病金庫	一、二五七	一、四三三	七、八〇六	一〇二	一〇、五九七
聯邦法律に依る疾病金庫(5)	一九、七〇四	二四六一八	四一、〇九〇	六五八	八六、〇七〇
一九三三年に於ては	一六、四〇六	一八、五七三	三二、八七二	八七二	六八、七二三
代用金庫	五、五八一	六、四三四	七、七一一	六五四	二〇、三八六
疾病保險總括	二五、二八五	三一、〇五二	四八、八〇七	一、三一二	一〇六、四五六
一九三三年に於ては	二〇、八七九	二四、六二九	三八、九一四	一、四三六	八五、八七八

七四

〔備考〕 單位一、〇〇〇マルク。

(1) 醫務を含みます。(2) 現物給付及醫師の往診料を含みます。又分娩の際に於ける醫師の助産を含みます。(3) 温泉場を含みます。

(4) 轉地療養を含みます。(5) 海事疾病金庫を含みます。(6) 前掲の表に載せなかつた代用金庫に於ける、其の他の施術師及家庭看護に依る治療の費用を含みます。

三 收 入

収入總額は前年の十一億八千五百萬マルクに對して、十二億九千九百萬マルクに及んでをり、増加は支出に於ける一一・三パーセントに對し九・六パーセントであり、各組合員に付て觀れば一・八パーセント増加した譯である。疾病保險の保險料収入は——保險料を減額したに拘らず——十一億二千九百萬マルクから十二億三千九百萬マルクに即ち九・七パーセント増大し、之を各組合員に付て觀れば六〇・九〇マルクから六一・一〇マルクに即ち二・〇パーセント増大してゐる。保險料収入の増加は、被保險者數の増加に因るのみならず、又主として之等の者が高級賃銀等級の業務に就業する場合が殖えて來た事に因り、平均標準報酬が高くなつた事にも亦原因してゐるのである。各組合員に付ての最高保險料収入は、海事疾病金庫に於ける一〇四・九〇マルク（前年度に於ては一〇二・七二マルク）、鐵

夫疾病金庫に於ける九二・三四マルク、又代用金庫に於ける八八・九一マルク（八七・八五マルク）であつた。各組合員に付ての保險料収入の最低のものは地方疾病金庫の四〇・七三マルクである。以上の如き各金庫の種類に依つて生ずる著しい相異性は、金錢給付の額を定める個々の金庫種類の組合員の平均標準報酬の高低及罹病數及罹病期間の大きな差異及家族の數の多少に依つて説明し得る。而して標準報酬の保險料率パーセンテージに付ては夫れ程大きな相異はないのである。

聯邦法律に依る疾病金庫の診察手數料に依る収入は保險事故件數の増加と共に九百萬マルクから九百九十萬マルクに増加した總括的疾病的保險の基金収益は三千二百七十萬マルクから三千二百二十萬マルクに低下したが、一方「其の他の収入は千二百九十萬マルクから千六百八十萬マルクに増加してゐる。

第 五 表

一九三四年に於ける疾病保險の収入	保 險 料	診 察 手 數 料	基 金 收 益	利 子 (1)	其 他 的 收 入	純 收 入 總 計
地 區 疾 病 金 庫	七、七六四	六、〇二二	一五、五五九	四、五八	三、四二五	七五、八七七
地 方 疾 病 金 庫	七、三四四	八、三三	一、〇二六	三三	三、五七	五、五三三
事 業 疾 病 金 庫	一、二、九六〇	二、〇五三	九、一四三	三、五	一、九一〇	二〇、〇三三
同 業 組 合 疾 病 金 庫	三、一〇三	三、四	八、五〇	一、九	五、八三	三、七七八
鐵 夫 組 合 疾 病 金 庫	五、三、九六	三、五〇	三、三九	四	八九	五、八八六
聯 邦 法 律 に 依 る 疾 病 金 庫 (2)	一、七、九三二	九、八七五	一、〇〇四	九八	一、五、三三	一、一、三、〇一〇
一九三三年に於ては	九、八六四	九、〇三六	三、〇五五	一、三三	一、三三	一、〇、一、一、九〇

七五

代用金庫	二六、七九	二二五	(3)	一四九七	一七〇、四一
疾病保険總括	一三六、六〇	三、三七		二六、七三	一、九八、六六
一九三三年に於ては	一、二九、二五	三、六九		二、九六	一、二五、四六

〔備考〕 單位一、〇〇〇マルク。註(1)財産譲渡に依る以外のもの (2)海事疾病金庫を含む (3)診察手数料を含む

四、財 産

聯邦法律に依る疾病金庫のみに付ては、一九三四年末に於て借方(豫備金を含む)に對する貸方の超過は、前年の八億三千六百六十萬マルクに對して、八億一千八百七十萬マルクを示してゐる。純財産は千七百九十萬マルクに減じてをり、清算上は千三百萬マルクの支出超過を示してゐる。

財産の動きと決算(收支)に依る財政上の年末状態との間の相違は、後者は一九三四年迄殆んど唯實際上の收入及支拂額を考慮してゐる事に因るのである。債權及債務は收入及支出に入れてないが、其の他の帳簿上の財産の動きに付ては、不動産割引及動産管理に付ての差引關係にも及んでゐる。尙其の他の帳簿上の財産上の損失は決算には入れなす。

事業財産(一億千七百五十萬マルク)は前年に對し四・三パーセント、又定期預金(二億一千十萬マルク)は六・三パーセントと減少してゐる。而して後者は次の如く取扱つてゐる。

第 六 表

聯邦銀行及國立銀行	一九三四年 (單位一、〇〇〇マルク)	一九三三年 (單位一、〇〇〇マルク)	一九三三年(之を一九〇〇として)に對する一九三四年の變動
	九、〇四九	一〇、四四一	八六・七

其の他の銀行	二五、九六三	二四、三五一	一〇六・六
貯蓄銀行	一七三、一七一	一八六、三三四	九二・九
其の他の場所	一、九二五	三、一三〇	六一・五

療病金庫の現實に所有する有價證券は一九三四年末に於て一億八千二百六十萬マルクであり、前年度(一億六千七百萬マルク)に比し九・三パーセント方増加してゐる。而して此の増加は、一部は買ひ足し、又大部分は相場の上騰に原因してゐる。有價證券は次の如きものである。

第 七 表

聯邦公債	一九三四年 (單位一、〇〇〇マルク)	一九三三年 (單位一、〇〇〇マルク)	一九三三年(之を一九〇〇として)に對する一九三四年の變動
國債	五四、五五九	四五、〇五五	一一一・一
市町村及其聯合會債	二一、八〇九	一七、六〇九	一一三・八
實證券	一六、五六二	一四、三二三	一一五・七
其の他の有價證券	七八、五五二	七八、七三〇	九九・八
	一一、二四〇	一一、三〇七	九八・五

金庫財産の情勢(清算)は、有價證券が著しく上騰し、且つ事業資金及定期預金の減少が比較的小範圍に止まつた事に因り聊か好轉してゐる。事業資金、定期預金及び有價證券を合算したものは貸方の五八・四パーセントに當つてゐる。尙此の關係は一九三三年末では五七・四パーセントに當つてゐた。

債権は八・九パーセント方減つてゐる。
債権は次の如きものである。

第八表

滞納保険料 他の金庫に對する償還請求債権 其の他の給付に對する償還請求債権 其の他の債権	一九三三・四年 (單位一、〇〇〇マルク)	一九三三・三年 (單位一、〇〇〇マルク)	一九三三年(之を一九〇〇とし、 對する一九三四年の變動)
		三三、五三三 四九一 八、三五〇 一四、三八二	三七、五四七 三七九 八、六四五 一五、七五七

滞納保険料は以上の如く多少共減少してをり、貸方總計の三・八パーセントに達してゐる。之に反して他の金庫に對する償還請求債権は著しく増加してゐる。尙其の他の償還請求債権は減少してゐる。

金庫の所有に係る現存不動産(工作物を含む)價格は割引及讓渡の結果一九三三年末に比し八百三十萬マルク即ち四・一パーセント方低下してゐる。

聯邦法律に依る疾病金庫に於ける一九三四年末の豫備金(貸方に對する額の内に含まれてゐる)は前年度末の四億三千六百四十萬マルクに對して四億二百九十萬マルクであつた。依つて此の額は三千三百五十萬マルク減少してをり過去三年間の平均支出額(十一億九千四百萬マルク)の三三・七パーセント——一九三三年末の三〇パーセントに對して——に達してゐる。

豫備金は四ヶ月間の支出額を超へてをり其の結果、之は疾病保険に付ての法定豫備金(過去二年間の平均に依る二

ヶ月間の支出)の二倍以上になつてゐる。尙該金額は報告年度の支出總額の三五・三パーセントに當つてゐる。

第九表

一九三四年末(I)に於ける聯邦法律に依る疾病保険の財産	地區疾病金庫	地方疾病金庫	事業疾病金庫	同業組合疾病金庫	鐵夫組合疾病金庫	聯邦法律に依る疾病金庫(2)	一九三三年に於ては
一、資金	六〇、六三三	六、五三三	三三、〇六六	四、三〇三	三三、三〇〇	二七、四〇〇	一三三、七四七
事業資金(3)	三三、四三三	二、四三三	六四、三三三	七、七三三	二、二三三	二二、〇一〇	三三、三三三
預金(長期)	六六、二〇〇	三、七三三	八〇、六六六	五、三三三	二四、四〇〇	一八、六三三	一七、〇一〇
有價證券	三三、〇〇〇	一、六三三	一六、四三三	二、〇三三	八、六三三	六、一三三	六〇、六三三
抵押當	一四、二六五	九、四三三	二、四三三	五、三三三	二、〇三三	一九、八三三	三三、〇三三
貸付	一、九三三	五、〇三三	九、四三三	八、三三三	三、〇三三	一、九三三	三三、〇三三
不動産	一、九三三	五、〇三三	九、四三三	八、三三三	三、〇三三	一、九三三	三三、〇三三
物の債権	一七、六三三	一、三三三	二、四三三	二、三三三	三、三三三	三、三三三	三三、〇三三
其の他の債権	三、六三三	四、六三三	一、九三三	二、三三三	二、二三三	五、七三三	六、三三三
其の他の財産	三、六三三	一、三三三	五、五三三	五、三三三	四、四三三	四、四三三	四、七三三
計	五五、六三三	三三、三三三	一九、九三三	三三、〇三三	六、七三三	八三、六三三	八三、一三三
豫備金	二〇〇、六三三	一五、六三三	一五、八三三	三三、六三三	三三、六三三	四三、六三三	四三、六三三
二、債務	八、五三三	三、三三三	三、三三三	一、三三三	一、三三三	三、三三三	一五、七三三
借入及立替金	八、五三三	三、三三三	三、三三三	一、三三三	一、三三三	三、三三三	一五、七三三
未済の償還債務	五、五三三	一、三三三	三、三三三	六、三三三	一、三三三	六、三三三	五、七三三

其の他の債務	五、〇六六	一、九六六	二、四〇〇	六、四三三	一、六	三、八〇三	四、〇四六
計	四、一三五	二、一五九	三、〇九〇	九、一	三、九九九	五、七〇八	五、五五〇
債務に對する資金の剰餘	四三、四九〇	三三、二九九	一九五、八七五	三三、三三六	九、七三三	八八、六八〇	八三、六八〇

八〇

〔備考〕 單位一、〇〇〇マルク

註(1) 代用金庫を含まず。代用金庫の財産としては、單に豫備金しか解かつてゐない。即ち一九三四年に於て三七、〇六六、六九〇マルク(一九三三年には四〇、〇三八、九三六マルク)であつた。

(2) 海事疾病金庫を含む。

(3) 金庫の現金、郵便小切手帳場、及前掲の豫備金は次年度の一月及二月に於ける収入及支出——報告年度に關係する限り——に算入してある。

三 佛 蘭 西

一九三〇年——一九三二年に於ける疾病保險の實績は左の通である。

一、被 保 險 者

(一) 強制保險登録者數

年 月	農 業 以 外 の 保 險		農 業 の 保 險
	農 業 以 外 の 保 險	農 業	
一九三〇年末	八、三〇七、三九九	五六六、五二九	
一九三一年三月末	八、八〇一、五〇三	六四〇、六〇七	
一九三一年年末	九、一九九、九五三	八二九、九二一	
一九三二年年末	九、二五九、六六七	九二七、一五七	

(二) 任意保險及特別保險登録者數

年	任 意 保 險		特 別 保 險
	農 業 以 外	農 業	
一九三一年末	一五、八四三	八六、四七一	八、二六一
一九三二年末	一七、三八五	一一八、三四九	九、二〇四

二、金 庫

(一) 農業以外の保險

(イ) 加入者數別金庫數

加入者數	金 庫 數		
	一九三〇年末	一九三一年末	一九三二年末
五百人未満	一四五	一一二	一一四
五百人以上二千未満	二九〇	二五二	二三四
二千人以上一万人未満	二二九	二七四	二七五
一万人以上十万人未満	一三七	一四九	一五五
十万人以上	八〇一	七九六	七八八
計			

八二

(附) 加入者數別縣金庫數

加入者數	縣金庫數	
	一九三一年末	一九三二年末
一萬人未満	四	三
一萬人以上十萬人未満	七五	七五
十萬人以上	七	八
計	八六	八六

(口) 加入者百分率

金庫	加入者百分率	
	一九三〇年末	一九三二年末
五百人未満のもの	一・〇	〇・三
五百人以上二千人未満のもの	五・〇	二・八
二千人以上一萬人未満のもの	一六・〇	一三・九
一萬人以上十萬人未満のもの	七八・〇	四七・五
十萬人以上のもの		三五・五

(ハ) 種類別金庫數及加入者數 (一九三一年八月一日現在)

種類別金庫	數	加入者數	加入者百分率
縣金庫	八六	五、五四九、〇八九	六三
共濟組合金庫	六三四	二、九五六、九三二	三四
勞働組合金庫	一五	七一、九四六	一
自由組織金庫	五六	一八五、九七一	二
事業主金庫	二	二、三八四	一
計	七九三	八、九六六、三二二	一〇〇

(二) 農業の保險

(イ) 加入者數別金庫數 (一九三二年十二月末現在)

強制被保險者數	金庫數		加入者百分率
	縣金庫	農業共濟金庫	
五百人未満	八	八四	二・〇
五百人以上二千人未満	一八	四六	七・四
二千人以上一萬人未満	五三	五七	五五・〇
一萬人以上	八四	一四	三五・六
計	一五三	二〇一	一〇〇・〇

(口) 種類別金庫数 (一九三二年十二月末現在)

種類別金庫	数	加入者百分率
縣金庫 農業部	八四	三五・九
農業専門共済金庫	一〇六	五四・四
其他の共済金庫の農業部	九五	九・七

三、給付 (自一九三〇年十月一日至一九三一年十二月末)

(一) 農業以外の保険

(イ) 強制保険の給付 (單位千法)

受給者	疾病	分娩	死亡	合計
現金給付 被保険者	二八五、一〇八	八八、八六八	六、六七二	三七三、九七六
現金給付 家族	二五六、九四九	二三、六九七	六、六七二	六、六七二
現物給付 被保険者	五七、三二八	二八、四〇四	—	二八〇、六四六
現物給付 配偶者	六五、八〇七	—	—	八五、七三二
現物給付 子	—	—	—	六五、八〇七
其他の出費 (監督等)	五、八二八	一、五〇九	四四	七、三八一
合計	六七一、〇二〇	一四二、四七八	六、七一六	八二〇、二一四

右百分率

受給者	疾病	分娩	死亡	合計
現金給付 被保険者	三四・七六	一〇・八四	〇・八一	四五・六〇
現金給付 家族	—	—	—	〇・八一
現物給付 被保険者	三一・三三	二・八九	—	三四・二二
現物給付 配偶者	六・九九	三・四六	—	一〇・四五
現物給付 子	八・〇二	—	—	八・〇二
其他の出費 (監督等)	〇・七〇	〇・一六	〇・〇四	〇・九〇
合計	八一・八〇	一七・三五	〇・八五	一〇〇・〇〇

(ロ) 現金給付の内訳 (單位千法)

種類	疾病	分娩	死亡	合計
休業手当金	二七九、一六二	五二、九〇一	—	三三二、〇六三
養老掛金補助	五、九四六	一、二二四	—	七、〇七〇
哺育手当金	—	三三、二三九	—	三三、二三九
牛乳券	—	一、六〇四	—	一、六〇四
埋葬料	—	—	六、六七二	六、六七二
合計	二八五、一〇八	八八、八六八	六、六七二	三八〇、六四八

右百分率

租類	疾病	分娩	死亡	合計
休業手当金	七三・三四	一三・九〇		八七・二四
養老掛金補助	一・五六	〇・三〇		一・八六
哺育手当金		八・七三		八・七三
牛乳券		〇・四二		〇・四二
埋葬料			一・七五	一・七五
合計	七四・九〇	二三・三五	一・七五	一〇〇・〇〇

八六

(ハ) 現物給付の内訳 (単位千法)

租類	疾病	分娩	死亡	合計
醫科療費	一二五・五四六	三七・四〇三		一六二・九四九
外科療費	三一・〇四〇	三・九八一		三五・〇二一
藥劑療費	一四〇・八七二	四・七二三		一四五・五九五
齒科療費	一六・一五二			一六・一五二
入院治療費	五六・一五八	四・八四八		六一・〇〇六
診療所に於ける手當	五・三六五	六八三		六一・〇四八

右百分率

租類	疾病	分娩	死亡	合計
移送費及無料醫療扶助償還金	四・九五〇	四六三		五・四一三
合計	三八〇・〇八三	五二・一〇一		四三二・一八四

(二) 農業の保険

強制保険の給付

(単位千法)

租類	疾病	分娩	死亡	合計
醫科療費	二九・〇五	八・六五		三七・七〇
外科療費	七・一八	〇・九二		八・一〇
藥劑療費	三二・六〇	一・〇九		三三・六九
齒科療費	三・七四			三・七四
入院治療費	一三・〇〇	一・一二		一四・一二
診療所に於ける手當	一・二四	〇・一六		一・四〇
移送費及無料醫療扶助償還金	一・一四	〇・一一		一・二五
合計	八七・九五	一二・〇五		一〇〇・〇〇

八七

受給者	疾病分	死	亡	合計		
					現金給付	被保険者家族
七、一三八	五、二八一		一七五	一二、四一九		
一一、〇五一	一、七四五			一三、七九六		
三、九八一	三、〇〇九			六、九九〇		
四、五六七				四、五六七		
一〇〇				一〇〇		
二七、八三七	一〇、〇三五		一七五	三八、〇四七		

四、掛金

年	年内	總計	累年	總計
一九三〇年末	一、四九六、七三六、一七四			一、四九六、七三六、一七四
一九三一年末	三、五六二、四〇一、三三八		五、〇五九、一三七、五二二	
一九三二年末	三、二六一、七九八、一五九		八、三二〇、九三五、六七一	

四 喫 太 利

一九三三年に於ける疾病保険の成績は左の通りである。

疾病保険の被保険者数は一九三三年に於て百六十二萬人で、金庫数は六十三存在し、此の年度に於ける収入は八千二百七十萬シリング又支出は八千三百九十萬シリングであり此の間百二十萬シリングの不足額を生じてゐた。保險給付の主なる支出は左の通り

給付の種類	給付の種類	給付の種類
(單位百萬シリング額)	(單位百萬シリング額)	(單位百萬シリング額)
傷病手当金	特種診療	二、九三
醫師報酬	母性扶助	二、一三
入院費	治療費	〇、九九
藥劑	埋葬費	〇、九八
齒科診療		

尙罹病者数は三三八、八一〇人、傷病日数は八百四十萬日にして、分娩に對する支拂は七三四二件、又死亡に對する給付件数は六、〇九三件であつた。右を百名の組合員に付き觀察すれば、平均四六・二の罹病者があり、罹病期間平均は一八・九日に當つて居り又分娩に付ては百名の婦人組合員に付二・二〇人に當つてゐた。次に一九三三年及一九三二年に於ける收支關係は左表の通りであつた。

收 入	支 出	一 九 三 三 年	一 九 三 二 年
總額	總額	八二、六七五、一七九、〇五	九五、〇二〇、四六三、九八
總額	總額	八三、八九三、八五一、四八	九七、五二二、〇三五、七九

不足額 一二一八六七二・四三 二五〇〇五七一・八一

尙事務費は一九三二年の千四百五十萬シリングに對し、一九三三年は約千三百萬シリングであつた。

五 伊太利

伊太利に於ける強制結核保險の實績は左の通でめる。

一、被保險者數

被保險者の數は未詳なるも、最近の見積に依れば約六百二十五萬人に達してゐる。

最近、強制結核保險が農民に迄擴張せられたる爲被保險者數は約五十八萬七千人に増加した。

二、給付を受けた被保險者の數(註)

	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
自宅に於て給付を受けたる者	八、六〇九	五、五八三	一、一六九	三五九	七七
轉地療養所に於て給付を受けたる者	二五、三六〇	三六、三四一	四三、二四八	四五、三七四	四七、一三二
施療所に於て給付を受けたる者	一五、一三一	二〇、七六九	一五、六九九	一一、五三五	一一、三〇八
計	四九、一〇〇	六二、六九三	六〇、一一六	五七、二六八	五八、五一七
家族に補償を支拂はれたる者	八、六四一	一一、五三六	一二、六一五	一三、四〇六	一四、〇六九

三、給付支給日數(註)

	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
自宅に於ける給付	一、一六二、四一六	五四〇、〇三〇	六七、一四一	一三、八六三	三、九四四
轉地療養所に於ける給付	二、七二五、四二七	四、二一〇、八九一	五、三〇一、六八二	五、八三二、六四七	六、一五一、七五〇
施療所に於ける給付	二、四三四、九一九	二、八一三、三八一	一、八九二、八四六	一、七〇二、一五八	一、八七一、八一九
計	六、三二二、七六二	七、五六二、三〇二	七、二六一、六六九	七、五四八、六六八	八、〇二七、五一三

(註) 全國「フアツシスト」社會救済協會の決算報告より抽出せる統計

四、保險機關の財政状態(「リラ」單位)

(イ) 収入

	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
掛金の利息	一四、七六六、八六三	一五、八七〇、五七七	一八、六七〇、〇五九	二二、八四三、六五五	二六、六四四、四六三
資金の利子	八、九四七、七四八	八、九九〇、二九五	七、五四七、七〇三	四、五七四、九六三	五、六四四、五七六
雑収入	三、八一〇、九七六	二七〇、四四八	四八、六六八	二九、〇三二	五〇、九四三
収入總額	二五、四六五、五八七	二五、〇七四、〇九一	二六、九〇八、〇七〇	二六、七四八、六四六	二九、二八三、九八二

(ロ) 支出

	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
自宅取施設所に於ける給付	一九八二〇・三・二	一八、三九、九四・五	五、五三、二八〇・六	二、七三、八九・五〇	二、四〇、三六・八八
轉地療養所に於ける給付	六、四三六、三九・〇	一〇〇、九六、三七・六九	一四、〇八九、三三・九九	二〇、八四、七三・六四	一三、五三、〇七・七
轉地療養所に收容せられたる者の旅費	四、九八、二五〇・五	五、八、三七・三〇	七、六六、〇六・〇	七、五九、九・九	八、四、八六・七
家族に對する日額補償	五、〇〇九、三五・五	五、〇、五、七三・三	四、四〇〇、八三・七〇	四、四七、六四・八五	四、一〇四、八七・三五
給付總額	九、四八四、八八・四	二、四、八六、四四・七四	一、四、七九、四七・五	一、三、八五、七三・六	一、四、〇九、九七・六
其の他の支出	八、九三、八二・二	一〇、九八、五三・二	一〇、八四、六三・六	一三、〇七、五三・一八	一四、九七、一五・四
支出總額	一、五、七、八〇・六	一、五、八、八六、九七・九	一、四、六、〇三、〇四・一	一、〇、九、八三、〇七・六	一、五、〇、九〇、一四・四

(ハ) 欠損

欠損	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
			九、三、四七・四	三、一、八六、四〇	三、〇、六二、〇五

(ニ) 残額

残額	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
	四、九、八二、〇六	九、二、〇六、七三			

五、病院其の他の施設

(イ) 全国「フアシスト」社會救済協會附屬病院轉地療養所及施設所にして一九三五年度中被保險者に治療を施したるもの數

るもの數

病院六 (寢臺千三百三十四)

轉地療養所二十九 (寢臺九千五百三十九)

日光浴療養所一 (寢臺百八十)

豫防診療所一 (寢臺百六十二)

施設所四百三十四

尙目下療養施設二十八 (寢臺一萬五百二十一) 及病後療養所は (寢臺千三百三十二) の建設中である。

(ロ) 此の統計には全国「フアシスト」社會救済協會には附屬しないが被保險者の收容を目的として契約を締結した施設を包含してゐない。斯る契約は國內の殆ど一切の公私療養施設と締結されてゐる。

全国「フアシスト」協會附屬の療養施設の組織

全国「フアシスト」社會救済協會に附屬し且之に依り直接に管理される療養施設には内規が設けてある。

各施設は所長の指揮を受け所長は肺病學の専門家又は教授である事を要する、所長は其の協力者として若干の醫師を聘する。其の人數は各施設に於て治療される患者の數に應じて異り看護人に付ても亦同様である看護人は免許狀を所持することを必要とする、各班には一名の看護長及適當なる數の免許看護人及若干名の小使が置いてある。

六、結核豫防施設

(イ) 一九二九年六月二十三日の法律第一二七六號 (一九二七年八月六日付官報第一八一號) に依り各州の都市に州立

結核撲滅組合が創設された。

組合の任務は法律の定むる所に依り特に左記に付権限を有する。

- (1) 結核撲滅に必要な事業の創設を促進すること
- (2) 此の方面に於ける既存の各種機關の機能を共同的の運動及宣傳計畫に依り調整すること
- (3) 結核患者の保健上及社會上の保護施設を監督すること

法人たる組合は當該州の代表者、當該州の市町村の代表者及當該州内に結核の撲滅運動を行ふ公の機關の代表者を以て構成されてゐる。

尙慈善組合、産業組合、私的組合、共済施設及保健施設にして結核撲滅に従事するときは亦右の組合に参加する事が出来る。

右組合の組織は其の定款に依つて規律され、定款は貸借對照表と共に承認を受ける爲之を知事に提出することを要する。組合長は州議會議長たるを要する。其の執行委員會は州の保健會議に依つて指名される議長及副議長の外五名の委員より成る。州の行政機關は組合の事務所として無料で場所を提供し且必要なる職員を組合の使用に委するの義務を負つてゐる。

(ロ) 州立結核撲滅組合の機能

各組合は各種の結核保險機關と協力する(強制結核保險に關する一九二七年十月二十七日の勅令に對する施行規則一九二八年六月七日)

保險機關が療養所を設置せんとする場所の選擇に付ては州立結核撲滅組合の意見を徴する。然るときは組合は其の意見を表明する義務を負ひ且右要求の接受後一ヶ月以内に報告するを要する。但し提出すべき何等の意見のないときは此の限りでない。

保險機關が療養所(轉地療養所、病院内療養所又は病後療養所)又は法律上認められる救護施設を利用せんとし

或は斯る施設の管理を適當と認められる施設に委託せんとするときは保險機關は州立結核撲滅組合の意見を聴取するを要する。組合は一ヶ月以内に右保險機關に對して其の意見を提出する義務を負ふ。但し何等の意見ないときは此の限りでない。

診察は保險機關の救護施設又は保險機關が協定を結んでゐる救護施設に於てのみならず又州立結核撲滅組合附屬の施設に於ても行ふことを得る。被保險者の居住する市町村又は保險機關の最寄の救護施設内に州立結核撲滅組合附屬の施設があるときは診察は當該保險機關の信頼し得る醫師の協力を得て前記施設に於て行れる。患者の病狀に依り其の居所を離れ得ぬ場合又は組合附屬の救護施設又は施設所の存せぬときは當該保險機關の信頼し得る醫師の協力を得て組合の移動施設に於て行れる。

一旦診斷證明の行はれたるときは保險機關は入院の許容又は拒絶に關する決定と共に當該組合に對し要求書を通達するを要する。組合は通達を受けた日から十日以内に右の書類に其の意見を添附して右保險機關に返送するを要する。當該機關が入院を拒絶する決定を爲したときは之に關する意見を被保險者のみならず當該組合に對し通達するを要する。

自宅に於ける治療は保險機關及當該組合の監督の下に行はれる。組合は直接又は結核施設所を通じて監督を行ふ。

自宅に於ける治療は州立結核撲滅組合長又は其の代理、保險機關の信頼し得る醫師「フラスシスト」醫師組合の州幹事から成る委員會に依つて決定される名簿に掲げられた醫師に依つて行はれる。

自宅に於ける治療の代りに施設所に於ける治療を行ふか又は自宅治療を施設所の治療に依つて補充する場合は保險機關は當該組合に附屬する施設所の選擇に關し被救護者を指揮することが出来る。組合は治療患者を登録し且各月末に給付の開始給付の性質並に其の停止及其の結果に關する主要な情報を包含する。名簿を保險機關に送達する。

右の給付は當該省の承認した率に従つて組合が之を回収する。
組合は入院又は治療の拒絶に對する出訴權を有する。右出訴に關する保險機關の裁決は之を組合に通告するを要する。

保險機關は病院に收容せられ又は自宅に於て治療を受けたる者の名簿を毎月當該組合に送達する。保險機關に依つて執られた措置の外に組合は治療患者及家族に對し其の必要と認むる注意及豫防の措置を執る。
保險機關は退院並に當該組合が其の權限内に於て事後の措置を執ることに依つて自宅治療を停止する場合には右の停止を組合に通告するを要する。

(ハ) 州立結核撲滅組合附屬施療所の組織

組合附屬の施療所は一九三五年に於て五百ヶ所であつた。

各施療所特に肺病施療所は一名の所長が之を管理し、施療所の活動する都會中心地又は農村中心地の重要性に従つて患者の自宅を訪問し且調査をする看護人及助手の數を増減する。

(ニ) 州立結核撲滅組合の治療を受けた者の數

組合は一九三四年に於て二四、七二二人の被保險者を病院に收容した。即ち

- 轉地療養所 六、七七二人
 - 特別病院 六、四四九人
 - 救護所 八、一一〇人
 - 個人經營の療養所 二、八一六人
 - 其他の病後療養施設 六、二五五人
- 尙一七、六一七人の病質者が豫防的性質の施設に收容されてゐる。

六 丁 抹

國民保險制度の實績及制度の内容は次の通である。

一、實績

(イ) 疾病金庫及組合數(一九三四年末現在)

金庫數——一、六二二
組合數——一七

(ロ) 被保險者數(一九三四年末現在)

資力なき正會員數	二、一〇六、〇九五
資力ある會員數	四、六四七
掛金會員數	一九八、七三二
正會員數	一〇二、〇三一
掛金會員數	九、六〇六
總計	二、四二一、一一一人

二、丁抹國民保險法——は疾病保險、癱疾保險及老齡年金に對する請求權を包括し、之等の保險及年金を緊密に結び付けたものである。本質的には疾病保險は本來の社會保險であるが、唯少額所得者のみを正規組合員とする事を許され、國に依り其の支出額の約二五パーセントの多額の補助を受ける疾病金庫に關する場合に於てのみ救護的性質を有するのである。

丁抹の癱疾保險は、其の財源を保險料の一部から得ており他のものは之を公共團體及國が負擔してゐると云ふ點に於てのみ保險としての性質を保持してゐる。夫れ故純正の保護事業は、保險料を必要とせぬ老齡年金のみである。
獨乙の社會保險法に對して、丁抹の社會保險が根本的に相異してゐる點は、丁抹に於ける疾病、癱疾保險及老齡保

護は廣く一般國民に開放されてゐるが、獨乙に於ける如く從屬的組合員及其の家族に迄及んでゐない點及保險の任意制を強調してゐる點である。

斯くて現在では丁抹國民の殆んど全部が國の認めた疾病金庫の組合員となり、従前、國民の三分の二をカバーしてゐたものが新法律の樹立と共に五分の四を包括する事になつたのである。

(甲) 疾病保險

既述の通、丁抹の疾病保險は、各丁抹國民の爲に開放される國民保險である。而して此の疾病保險は癱疾保險と老齡保護とを綜合した事に依り、社會保險の本質に付て珍らしい獨特の性質を有してゐるのである。即ち疾病保險に屬してゐる者は又癱疾年金若は老齡年金をも得る事になるのである。此の特有な請求權は三つの方途に依つて取得し得る。先づ無資力被保險者は、國に依つて認められた疾病金庫に正規會員 (Vollberechtigter) として所屬するか、若は國に依つて監督されるが補助されない疾病金庫の小資力者の部に所屬するのである。次に資力ある者は、國に依つて補助されないが其の監督に係る疾病金庫に正規會員として加入するのである。而して疾病保險の本來の保護を請求せず、唯單に癱疾保險及老齡年金の給付の請求權のみを保險するのみの者は「保險料納入組合員」として兩種の疾病金庫に加入せねばならぬ事になつてゐる。此の者は保險料を支拂ふ義務を負ひ乍ら疾病保險の給付に對する請求權を持たないのである。但し此の場合、疾病金庫に拂込んだ保險料は、若し之等の資力ある者が小資力者に立ち至つたときは、其の年齡及健康状態の如何に拘らず疾病金庫の正規會員となり得る效力を有してゐる。

取得額が工業労働者の年收よりも低額である者は全て無資力者と目される。此の收入限界は謂はば財産限界として毎年決定されるものであるが市町村に依つて夫々限界に相異のある事は勿論である。

疾病金庫に加入するには確實に労働能力を有する事を條件としており、慢性疾患者に付ては特に社會大臣が規定を設けてゐる。尙不治の疾患者に對しては國が特別の補助を與へて居り、健康状態が良好ならざる爲に疾病及癱疾保險

に加入し得ぬ者は詳細の規定を以て老齡年金を受け得る様になつてゐる。

認可された疾病金庫の受給資格ある正規組合員にあらずして請求權を獲得せんとする者は國に依て監督されるが、國の補助の與へられなす「代用金庫」とも云ふべき「疾病組合」(Krankenkassen) に加入すれば其の目的を達し得る。

補助會員 (Passiv Mitgliedschaft) は毎年二クローネの保險料を二十五歳の終了する迄請求せられ、其の後は請求權保持に對する料金として二・五〇クローネを拂込むのである。而して此の組合員資格は二十一歳乃至六十歳の全丁抹國民に開放されてゐる。

疾病保險に加入しない者は癱疾保險及一般老齡保護にも加入し得ないと云ふ危険を冒してゐる譯で、之等の者は後に困窮した場合には一般救濟を頼りにする事になるのである。

疾病金庫の「給付」は、無料の醫療、無料の病院治療、一日〇・六〇クローネ乃至六クローネの疾病手當金であり、其の他に、糖尿病に對する Insulin 療法及悪性貧血症に對する藥治療費の四分の三を支給する。尙此の外に重症患者に對する藥治療の一部をも金庫が負擔し得る事も認められてゐる。罹病の際の疾病手當金に付ては三日間の不支給期間がある。

分婉に際しては被保險者は無料の助産及事情に依つては醫師の處置及十四日間に對する疾病手當金に等しい金錢給付の請求權があり産後の就業禁止の場合は更に最長六週間の附加金錢補助に對する請求權が成立する。

疾病手當金は一年内に最長二六週間支給せられ、又災害の場合は、疾病金庫が災害保險の賠償義務の生ずる迄疾病手當金を支給する。尙金庫組合員は公共の扶助、例へば醫師及産婆若は病院に付ての無料診療取扱を受ける權利をも有してゐる。

最近の報告に依れば、丁抹國民疾病保險は、國民をして適當の時期に於ける醫療の認識を行き直らせ且つ醫療技術

及醫學の進歩に感謝せしめたと云ふ好結果を齎らしたと述べてゐるのであるが疾病保険の決算關係の方は相當苦境に在り、従前よりも經濟的(特に藥劑の消費に付)ならざるを得なくなつた事が觀察せられる。而して第一次的な問題は矢張り醫師に付ての問題であり、他の諸國と同様丁抹も醫業者の過剰を示してゐるのである。

(乙) 癱疾保險

一九三三年五月の國民保險法に依り、國に依つて認められた疾病金庫に正規會員として加入するか、或は、再發する疾病若は不治の疾患又は虚弱者なる場合を除き保險料を拂込む組合員として加入する者は、至て同時に癱疾保險に加入する事になり更に老齡年金をも受け得る譯である。之は又國に依つて認められる前掲の疾病組合の組合員の場合にも同様である。

癱疾年金は被保險者の勞働能力が三分の一若は夫れ以下になつた場合、其の六十五歳に至る迄支給され、此の年齢を越へた場合は單に老齡年金のみが支給される。而して癱疾年金の受領資格としては、資力に付ての條件及經歷に付ての條件が存在する。

年金額は首府及州並に地方に従つて夫々次の如き差別が設けてある。尙左表に示すものゝ外に癱疾の程度及兒童に付ての附加年金も存在する。

	首	府	州	地	方
夫婦の場合		一、〇八六 <small>(クローネ)</small>	九一二 <small>(クローネ)</small>	七〇二 <small>(クローネ)</small>	
獨身の男		七三二	六〇六	四六八	
同 女		六七八	五六四	四三二	

被保險者の保險料は、二十一歳に達する以前に加入した者は一年六クローネ、又其の後の加入者は七・二〇クローネであり、従前の年齢等級に依る三つの保險料額は廢止された。尙之等の保險料は疾病金庫に依つて其の保險料と共一括徴收せられ、保險基金 (Versicherungsfund) に拂込まれるのである。

丁抹の癱疾保險は遺族給付を認めてゐない。被保險者の妻は、通常、癱疾年金又後には老齡年金に付て獨立した請求權を有してゐる。

一九三五年の経過報告に依れば癱疾年金の數は減少を示してゐた。

(丙) 老齡年金

老齡年金は被保險者が其の六十五歳を終了した時から支給され、所定の場合は従前支給されてゐた癱疾年金に代るのである。年金額は癱疾年金の額に應じて定められ、其の他の諸條件も亦癱疾年金の場合に準ずる。

老齡年金の財源は市町村及住所教區が夫々七分の二及七分の一を、其の残りの七分の四を國が負擔してゐる。

三、参考として舊制度の實績を示せば次の通りである。

(一) 保險機關——は自治團體たる市町村を單位として資力なき者を以て結成された地域金庫最も多く職業金庫及事業金庫之に次ぐ

(イ) 金庫數及加入者總數

年	金庫			加入者總數
	地域金庫	職業金庫	事業金庫	
一九一三	一、四五四	五八	一六	七九五、八二五
一九一七	一、四六八	六五	一七	九九五、七六六
一九二〇	一、四七一	六二	一五	一、二三五、一六九
一九二四	一、五八四	五〇	一〇	一、四二八、九二五

(ロ) 一金庫平均加入者數

一九一六年 六〇八
 一九一八年 七三六
 一九二〇年 七九三
 一九二二年 八二四

年	加入者數別金庫數						計
	五〇人以下	五〇一—一〇〇〇	一〇〇〇—二〇〇〇	二〇〇〇—五〇〇〇	五〇〇〇—一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇以上	
一九〇六	六	一〇九	四九五	六四〇	一一九	二八	一、四一八
一九一〇	三	六八	三二六	八一	二二二	五一	一、五一七
一九一六	一	三七	二一四	七四	四〇四	七三	一、五四九
一九二〇	一	二〇	一三一	六八六	五二一	二六	一、五四八
一九二二	一	一四	一三二	六九九	五七二	一四	一、六三八

(ハ) 加入者數別金庫數

(ニ) 金庫平均加入者數 (一九二四年)

金庫所在地	平均加入者數	其ノ地ニ本部ヲ有スル金庫ノ數		金庫所在地	平均加入者數	其ノ地ニ本部ヲ有スル金庫ノ數	
		首都	地方ノ町			島嶼ノ農村	「ニュートランド」ノ農村
首都	四、〇四八	六三	島嶼ノ農村	五八〇	五四	五八〇	三五
地方ノ町	二、二一九	一三八	フェル諸島				
「ニュートランド」ノ農村	五六五	八三〇					

(ホ) 丁抹に於ては各町村(農村に至る迄)に一個又は數個の疾病金庫があり、公認金庫のないのは小島に在る村のみである尤も斯る小島の住民は國營又は村營の醫療扶助を享受してゐる。金庫の普及状態左の如し

年	公認金庫ノ設立アル町村ノ百分率			年	公認金庫ノ設立アル町村ノ百分率		
	島嶼	ニュートランド	全丁抹		島嶼	ニュートランド	全丁抹
一九一三	四二	二〇	三〇	一九〇三	八一	八三	八二
一九一八	六四	五八	六〇	一九〇六	九一	九一	九一
一九二〇	七五	七三	七四				

(二) 被保險者數

(イ) 種類別加入者數

年	資力ナキ普通加入者	資力アル普通加入者	補助加入者	受給権ヲ停止セラレタル加入者(註)
一九一六	九四〇、一三二	三、〇〇三	三、四〇五	四、一六四
一九二〇	一、二二七、五六四	七、六〇五	三、六五一	五、九三八
一九二四	一、四一七、二四八	一一、六八七	四、二五七	一一、〇一八

(註) 金庫ノ管轄範圍ヲ去リタル者又ハ一定期間救済ヲ受ケ盡シタル者ヲ指稱ス
性別加入者數

年	男		女	
	絶對數	百分率	絶對數	百分率
一九一三	三八〇、七九二	四七・九	四一四、八四七	五二・一
一九一六	四四六、四一三	四七・五	四九三、七一九	五二・五
一九二〇	五九二、一二四	四八・二	六三五、四四〇	五一・八
一九二四	六七六、四一〇	四七・七	七四〇、八三八	五二・三

(ハ) 地域別無資力普通加入者數

地域	一九二二年	一九二三年	一九二四年
首都	二五五、〇七〇	二五五、〇一一	二六一、一〇八

地方ノ町	一九二二年	一九二三年	一九二四年
三〇八、五三一	三一七、一七七	三二四、五二〇	
島嶼ノ農村	三二六、九五一	三三七、八七三	三四七、五八九
「ユットランド」ノ農村	四六〇、八〇五	四七四、三九〇	四八四、〇三一
計	一、三五一、三五七	一、三八四、四四三	一、四一七、二四八

(ニ) 職業別男子加入者百分率

郡	市	農	村	郡	市	農	村
日傭	三〇・四 <small>百分率</small>	日傭	一三・〇 <small>百分率</small>	商業使用人其ノ他	九・五 <small>百分率</small>	工 匠	一九・五 <small>百分率</small>
職人及徒弟	四五・〇	婢	三〇・五	親方、獨立商人及其ノ他ノ獨立工業者	八・一	教師及官公吏	一・九
僕	二・八	小農	二九・三	教師及官公吏	四・二	其ノ他ノ工業者	五・八

(ホ) 成年人口に對する被保險者の割合

一九一七年	百分率 四九・八	一九二二年	百分率 六〇・四
一九二〇年	百分率 五九・五	一九二四年	百分率 六一・九
首 都	百分率 五九・三	島嶼ノ農村	百分率 五九・五
地方ノ町	百分率 六四・三	「ユットランド」ノ農村	百分率 六五・四

更に地域別に見れば左の百分率を得(一九二四年)

(三) 保險給付

(イ) 加入者一人當疾病平均日數

年	男	女	年	男	女
一九一三	四・七	四・四	一九一九	四・四	四・五
一九一五	四・六	四・六	一九二一	三・四	三・九
一九一七	四・四	四・四	一九二三	四・三	五・二

(ロ) 一疾病當平均日數

年	男	女	子	年	男	女	子
一九一七	三〇・六	三五・三	三五・〇	一九二一	三〇・七	三五・六	三三・一
一九一九	二八・四	三三・二	三二・七	一九二三	三五・五	四二・〇	三六・七

(ハ) 事務費

(a) 總額及被保險者一人當(單位クローネ)

年	總額	一人當	年	總額	一人當
一九一三	六六一、〇九四	〇・八六	一九二〇	二、四九八、二二二	二・〇六
一九一六	一、〇三五、〇三九	一・一三	一九二四	三、六六六、九五九	二・六〇

(b) 支出總額に對する百分率

年	百分率	年	百分率
一九一五年	七・六	一九二一年	一一・九
一九一七年	八・二	一九二三年	九・四
一九一九年	九・六		

更に地域別に觀察するときは左の如し

金庫	一九一五年	一九一八年	一九二一年	金庫	一九一五年	一九一八年	一九二一年
首都ノ金庫	九・三	一〇・八	一四・一	島嶼ノ農村金庫	六・一	六・五	九・五
地方ノ町ノ金庫	八・二	九・一	一二・六	「エツトランド」ノ農村金庫	五・九	六・一	九・八

(四) 財源

(イ) 收入(單位クローネ)

年	加入者掛金	國庫補助金	市町村補助	其ノ他	計
一九〇二	二、四三九、二二八	一、〇六七、〇二九	七二、二九六	二四九、八四一	三、八二八、三九四
一九〇四	二、九六五、二一一	一、三〇七、〇四八	八八、四〇七	二七七、三七〇	四、六三八、〇三六
一九〇六	三、五四一、〇四五	一、五五三、五八八	九六、八八七	三〇三、四〇四	五、四九四、九二四
一九〇七	三、九〇九、三八一	一、六九一、一八八	一〇七、一一六	三二七、一六一	六、〇三四、八四六

右の收入内譯の百分率を示せば左の如し

年	加入者掛金	國庫補助金	市町村補助	其ノ他	年	加入者掛金	國庫補助金	市町村補助	其ノ他
一九〇二	六四	二八	二	六	一九〇六	六四	二八	二	六
一九〇四	六四	二八	二	六	一九〇七	六五	二八	二	五

七 波 蘭

波蘭に於ては最近、疾病保険の醫療の組織に付、根本的な改革を行つており特に参考となる點を包含してゐると
 思料されるので其の概要を掲げて置く。

一九三三に改正された波蘭社會保險法に依る疾病及母性に對する強制保險は、國立社會保險機關の監督の下に立つ
 地方的及一般的性質の保險機關に依つて施行せられ、全國に六十七の保險地區に夫々金庫が存在してゐた。

各金庫は、一九三三年の法律に依つてカバーされる危險即ち、疾病、分娩、癱疾、老齡、死亡及工業災害並に職業
 病を保險し、被保險者に對しては醫療給付、傷病手當金、分娩手當金を支給し、又其の家族に對しては醫療扶助を與
 へており、給付支給の期間は、被保險者に付ては各罹病毎に二十六週間、家族に付ては十三週間であつた。

最近發せられた波蘭疾病保險事務の統一を圖る命令中醫療組織の改組に關するものを摘要すれば次の通である。

(一) 醫療機關の新組織

新制度に依る改正の基調となる觀念は、醫師の所轄地區内 (in his area) に住居する被保險者及其の家族の爲に行
 はれる治療及豫防處置の總てを個々の醫師の手中に集中せしめた事である。之を説明すれば次の通である。

(イ) 地域的基礎

各金庫の地區は夫々一、〇〇〇人乃至一、五〇〇人の被保險者を包含する數個の醫療地區に區別せられ、醫療地區毎
 に金庫の醫療主任は「家庭醫」(family doctor) と稱される普通醫(専門醫に對する普通醫)を指定し、此の醫師に
 其の地區の醫療に付ての責任を負はせてゐる。尙此の醫療地區の限界の決定は、市町村に於ける健康状態及醫療機關
 の活動に影響する其の他の條件を考慮に入れて爲される事は勿論である。

(ロ) 醫師と患者との間の直接契約

患者は金庫を通ずる事なく、其の管轄する醫療地區内に自己の診療所を設ける義務ある家庭醫に診療に關する契約
 を直接に申込む事になつてゐる。

(ハ) 醫療の連絡

由來、患者は其の疾病の性質の如何に拘らず常に其の家庭醫の診療を受ける事になつてゐるのであるが、該醫師に
 して若し専門醫又は病院收容を必要と認められた場合は之を保障するに必要な處置を講ずるので、然る時は専門醫若は病
 院は治療の結果を家庭醫に報告する義務を負ふのである。斯くて専門醫は家庭醫の活動を補助しつゝ金庫の醫療主任
 の監督の下に立つてゐるのである。

(ニ) 醫師に對する規定

診療取扱醫(家庭醫及専門醫)及金庫の醫療主任並に其の代理人たる地方醫療係に對する診療規定に付概説すれば
 次の通である。

(イ) 家庭醫

家庭醫の職責とする處は、其の所轄地區内に在住する被保險者の檢診、診察及罹患者の治療上の監督並に被保險者

の労働と家計状態の監視である。家庭醫は其の所轄内の各患者に付、診断及治療處置に關する總ての必要なる記載を爲したる疾病カード (sickness card) を作製する外、自身若は所屬の助手に依つて患者の労働及家計状態を常に了知し置き、以て金庫の醫療主任に對し家庭醫が採用せんとする豫防措置を進言するに役立たせてゐる。

次に家庭醫の義務を大別すれば左の通である。

- (1) 診 斷——家庭醫は其の診察室に於て通常行はれる診斷方法を爲すのであるが、若し診斷を下すことが困難と認められた場合には、他の家庭醫若は専門醫に協議するか又は患者を診斷センターか専門醫の處へ行かしめるか若は病院へ收容する様に取計ふのである。
- (2) 治 療——治療は簡單な外科的處置をも含んでゐる。家庭醫が治療の最善の方途を決定するに困難な場合は診斷の場合と同様に取扱ふのであるが、唯此の場合家庭醫が他の家庭醫の申出を採用しない意向あるときは其の理由を金庫の醫療主任に報告しなければならぬ。
- (3) 藥 劑——家庭醫は金庫の定める表に明示してある藥劑及其他の治療方法を以て處置し、且つ金庫に依つて發せられた形式を利用しなければならぬ。尙金庫は家庭醫に對して調劑所の監理を委ねてゐる。
- (4) 病院治療——患者の状態及性質が自宅治療では不充分と認められた場合は、家庭醫は自己の責任を以て病院治療を命じ得る。
- (5) サナトリウムに於ける治療——家庭醫が患者に對してサナトリウムの治療若は轉地療養又は鍍泉療法を要する状態にあると思料した場合は、地方の主なる町に於て金庫の醫療主任の代理者を委員長として設立されてゐる醫療委員會に對して疾病カードを添へて之が意見を提出する。
- (6) 特殊治療——ラジウム療法のみ特殊のものは家庭醫の申請に基いて金庫の醫療主任が承認を與へるのである。

が特に緊急を要する場合は家庭醫自身が單獨で決定し得る。

(7) 勞務不能證明——七日以内の勞務不能證明は家庭醫に依つて爲され、夫れ以上の長期の證明は金庫の醫療主任若は其の代理者、又は地方醫療委員會に委ねられてゐる。尙地方醫療委員會は家庭醫の發する證明の當否に付被保險者が審査を求めた場合之を決定する事になつてゐる。

(8) 豫防上の活動——家庭醫は、金庫の醫療主任の指揮に従ひ、其の受持ち地區に於ける社會衛生及疾病の豫防に付いて責任を負つてゐる。

(9) 其の他の義務——家庭醫は被保險者の需むる治療に對しては出來得る限り保險の財源を保存すべく努め且つ普通患者と差別待遇を爲さざる義務を負ひ、且つ金庫から受ける報酬以外には、被保險者から金品を收受してはならぬ事になつてゐる。

ロ 専門醫

家庭醫から回送されて來た患者が専門的診察及治療を必要とする場合は専門醫が直接患者を監督する事になり、總て家庭醫の地位に代るのである。而して若し専門的治療を不必要と認められた場合専門醫は患者の疾病カードに診断も治療方法も記入することなく之を家庭醫に返還するのである。尙専門醫を多數擁してゐる金庫は、家庭醫を通せず特定の専門醫例へば小兒科醫、産科醫、性病醫の如き専門醫に直接其の診察を委せてゐる。規定は家庭醫と協力して行ふ専門醫の職責に付詳細な定めを包含してゐる。

ハ 金庫の醫療主任

金庫の醫療主任は、金庫の醫療を監督し、金庫の俸給以外には何處からも金員を收入してはならぬ義務を負つてゐる。彼は治療處置施設及金庫に屬する治療所及調劑所に關する豫算を樹て又患者の遵守すべき諸規則をも定めるの權

を有し、金庫の監理機關と雖、金庫の醫療主任の聽聞する迄は醫療機關に關する如何なる決定をも爲し得ない事になつてゐる。

金庫の醫療主任は醫療機關の活動及次に掲げる職責に付責任を負つてゐる。即ち――

- (1) 醫療地區の限界の決定及家庭醫並に補助材料の配置
- (2) 被保險者及其の家族のメンバーに對して支給される醫療の技術的監督
- (3) 藥劑の扶助組織及金庫の調劑所並に藥品の貯藏所に於ける藥品消費に關する規定の作製
- (4) 社會保險制度に屬する保健建造物の組織及病院收容の期間に付ての監督
- (5) 長期の勞務不能に對する證明
- (6) 患者の移送に付ての規定の作製
- (7) 醫療扶助に付ての統計の作製
- (8) 被保險者の職場及住宅の衛生的改善に關する規定の作製

(=) 地方醫療係

地區疾病金庫の區域が餘りに廣大な場合は、之を數個の醫療地區に分割し、其の各地區には、金庫の醫療主任を代理する地方醫療係が置かれる。

地方醫療係は其の地區に於ける治療方法及豫防上の活動に關する諸種の意見を總括し之を醫療主任に提出する外勞務不能の證明を監督し、又病院治療の必要に付證明を與へ、更に整形外科其の他の扶助並に鍍泉治療に關する決定を與へる場合に開かれる醫療委員の會議を召集し、之が會長役を務めるのである。

地方醫療係は次に掲げる如き豫防上の活動を爲し之に付ての責任を負つてゐる。即ち、被保險者の衛生訓練、母性

及兒童の爲の諸種福利施設、青少年の爲のキャンプ生活の監督、社會病に對する撲滅運動、被保險者の職場に於ける衛生及安全に付ての監督等である。

最後に、地方醫療係は前述の通り金庫の醫療主任の代理人であると共に情報係なのである。夫れ故金庫の醫療主任は地方醫療係を通じて、被保險者の診療を取扱ふ醫師と被保險者自身とに密接に接觸して行くのである。

ハ ソヴィエト聯邦

一九三三年に於ける社會保險（疾病、分娩、癱疾、老齡、死亡、長期勤務を總括す）に關する統計は次の通り

- (一) 被保險者數 二二、一五六、五〇〇人
- (二) 社會保險のサナトリウム、治療所、休養の家に收容されたる者の數 一、一五〇、〇四四人
- (三) 收 支 (單位百萬ルーブル)

收入	四、七九九・八
支出	四、八〇三・五

(丙) 譯

- (イ) 金錢給付（疾病及分娩手當金、附加給付、癱疾年金、その他） 一、五五一・七
- (ロ) 醫療給付 一、三五五・二
- (ハ) 其他 一、八九六・六